

平成25年3月 井手町

# 3月定例会会議録

井手町議会

# 平成25年3月井手町議会定例会会議録目次

## 第 1 号（3月11日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	1 4
一般質問	1 4
中坊 陽議員	1 5
1 国民健康保険の運営状況について	
2 通学路等の安全対策について	
3 天井川の改修について	
森田泰雄議員	2 0
1 都市計画の見直しと、JR山城多賀駅前の再開発について	
岡田久雄議員	2 2
1 JR奈良線複線化の進捗状況について	
2 「子ども・子育て関連3法」の成立を受けて	
3 学校施設における非構造部材の耐震化対策について	
西島寛道議員	2 7
1 学校給食とアレルギーについて	
2 国際交流・海外派遣事業について	
岩田 剛議員	3 1
1 役場1階窓口をローカウンターについて	
2 井手町文化財保護条例について	
木村武壽議員	3 5
1 建設工事の最低制限価格見直しについて	
2 登録文化財制度の活用について	

谷田 操議員	3 8
1 元氣臨時交付金の活用について	
2 国民健康保険について	
3 白坂開発について	
報告第 1 号 専決処分の報告について	4 7
議案第 1 1 号 指定管理者選任につき同意を求める件	4 8
議案第 1 号 井手町暴力団排除条例制定の件	4 8
議案第 2 号 井手町中学生夢・未来支援国際交流基金条例制定の件	4 9
議案第 3 号 井手町子ども未来づくり会議条例制定の件	4 9
議案第 4 号 井手町新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件	5 0
議案第 5 号 井手町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等 の一部を改正する条例制定の件	5 1
議案第 6 号 井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件	5 1
議案第 7 号 井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定 の件	5 2
議案第 8 号 井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条 例制定の件	5 5
議案第 1 2 号 平成 2 4 年度井手町一般会計補正予算（第 5 回）	5 8
請願第 1 号 国保税の大幅値上げ中止を求める請願	6 1
散会	6 2
署名議員	6 3

## 第 2 号（3 月 1 2 日）

応招・不応招議員	6 5
出席・欠席議員	6 5
出席事務局職員	6 5
出席説明員	6 5
議事日程	6 7
開会	6 8
会議録署名議員の指名	6 8
議案第 9 号 綴喜郡井手町と城陽市との間の介護給付費等の支給に 関する審査会に係る事務委託の変更に関する協議につ	

いて	6 8
議案第 1 0 号 町道路線認定の件	6 9
議案第 1 3 号 平成 2 4 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 回)	7 2
議案第 1 4 号 平成 2 4 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予 算(第 2 回)	7 3
議案第 1 5 号 平成 2 5 年度井手町一般会計予算	7 4
議案第 1 6 号 平成 2 5 年度井手町国民健康保険特別会計予算	7 4
議案第 1 7 号 平成 2 5 年度井手町水道事業会計予算	7 4
議案第 1 8 号 平成 2 5 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計 予算	7 5
議案第 1 9 号 平成 2 5 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	7 5
議案第 2 0 号 平成 2 5 年度井手町介護保険特別会計予算	7 5
議案第 2 1 号 平成 2 5 年度井手町公共下水道事業特別会計予算	7 5
議案第 2 2 号 平成 2 5 年度井手町多賀財産区特別会計予算	7 6
散会	7 7
署名議員	7 8

### 第 3 号 (3 月 2 6 日)

応招・不応招議員	7 9
出席・欠席議員	7 9
出席事務局職員	7 9
出席説明員	7 9
議事日程	8 1
開会	8 2
会議録署名議員の指名	8 2
議案第 1 号 井手町暴力団排除条例制定の件	8 2
議案第 2 号 井手町中学生夢・未来支援国際交流基金条例制定の件	8 4
議案第 3 号 井手町子ども未来づくり会議条例制定の件	8 6
議案第 4 号 井手町新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件	8 8
議案第 1 5 号 平成 2 5 年度井手町一般会計予算	9 0
議案第 1 6 号 平成 2 5 年度井手町国民健康保険特別会計予算	9 0

議案第17号	平成25年度井手町水道事業会計予算	90
議案第18号	平成25年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計 予算	90
議案第19号	平成25年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	90
議案第20号	平成25年度井手町介護保険特別会計予算	90
議案第21号	平成25年度井手町公共下水道事業特別会計予算	90
議案第22号	平成25年度井手町多賀財産区特別会計予算	90
委員会の閉会中の継続調査の件		98
閉会		98
署名議員		100

平成25年3月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成25年3月11日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成25年3月11日午前10時00分 議長 村田忠文

閉会 平成25年3月11日午後 4時16分 議長 村田忠文

応招議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
6番	森田	泰雄	7番	古川	昭義
8番	村田	忠文	9番	丸山	久志
10番	中坊	陽	11番	谷田	操
12番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
6番	森田	泰雄	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠席議員

7番 古川 昭義

会議録署名議員の氏名

10番 中坊 陽                      3番 木田 鈴美

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 池田 清隆                      議会書記 乾 浩朗

議会書記 寺井 佳孝

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 汐見 明男  
教 育 長 松田 定  
理事兼保健医療課長事務取扱 加賀山 睦  
理事兼上下水道課長事務取扱 松山 正伸  
会 計 管 理 者 ・ 藤 林 学  
会 計 課 長 兼 務  
企 画 財 政 課 長 脇本 和弘  
住 民 福 祉 課 長 嶋田 昌弘  
保健センター所長・  
地域包括支援センター所長兼務 奥山 英高  
産 業 環 境 課 長 藤崎 裕司  
学 校 教 育 課 長 小川 淳一

学校給食センター所長 田村喜代一

副 町 長 中谷 浩三  
理事兼総務課長事務取扱 西島 栄治  
理事兼建設課長事務取扱 中村 秀一  
理事兼同和・人権政策課長事務取扱 西島 楠博  
教 育 次 長 ・ 木 田 修 司  
山吹ふれあいセンター所長兼務  
税 務 課 長 中島 一也  
高 齢 福 祉 課 長 花木 秀章  
建 設 課 参 事 畑中 智博  
いづみ人権交流センター所長・  
いづみ児童館長兼務 山口 敏彦  
社 会 教 育 課 長 ・ 木 村 坂 次  
図 書 館 長 兼 務

#### 議 事 日 程

別紙のとおり

#### 会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

#### 会 議 の 経 過

別紙のとおり

# 平成25年3月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第1号〕

平成25年3月11日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第1号 専決処分の報告について
- 第6 議案第11号 指定管理者選任につき同意を求める件
- 第7 議案第1号 井手町暴力団排除条例制定の件
- 第8 議案第2号 井手町中学生夢・未来支援国際交流基金条例制定の件
- 第9 議案第3号 井手町子ども未来づくり会議条例制定の件
- 第10 議案第4号 井手町新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件
- 第11 議案第5号 井手町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第12 議案第6号 井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第13 議案第7号 井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第14 議案第8号 井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件
- 第15 議案第12号 平成24年度井手町一般会計補正予算（第5回）
- 第16 請願第1号 国保税の大幅値上げ中止を求める請願



## 議事の経過

議長（村田忠文） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦  
勞さんでございます。

平成25年3月定例会を開会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員並びに理事者各位には、ご多用のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、東日本大震災2年を期に、政府主催によります、国立劇場におきまして、天皇・皇后両陛下のご臨席のもと、午後2時30分から追悼式が行われる予定となっております。井手町議会といたしましても、ご冥福をお祈りするため黙禱を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会は、汐見町長より3月定例町議会を招集され、平成24年度事業における補正予算並びに平成25年度当初予算等が提案され審議する、まことに重要な定例会でございます。各議案につきまして、慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては、適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託にこたえられますよう期待します。

いよいよ春を迎えるとはいえ、寒い暑い日が続いておりますが、議員並びに理事者をはじめ関係各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。

本日の会議に、古川昭義議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、平成25年3月井手町定例議会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、中坊陽議員、3番、木田鈴美議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から3月29日までの19日間にいたしたいと思  
います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月  
29日までの19日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件8件、平成24年  
度補正予算3件、平成25年度当初予算8件、認定、協議、同意案件各1件、  
専決処分1件並びに請願1件、一般質問は7名であります。

なお、本日の会議は皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりで  
あります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長よりあいさつをいたし  
たい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長(汐見明男) 皆さん、おはようございます。

本日、3月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれまし  
ては、公私何かとご多用中のところご参集いただきまして、まことにありが  
とうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝して  
いるところでございまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

昭和33年4月に誕生しました井手町も、間もなく55歳を迎えようと  
しています。人間で申しますとまさに働き盛り、平成25年度も着実な町政進  
展の歩みを重ねてまいりたいと考えております。

東日本大震災や原子力災害の発生から2年が経過いたしました。十分な  
復興までの道のりはまだ遠い状況でありますし、社会情勢も雇用や企業業績  
の悪化、デフレや欧州の財政不安による海外経済の低迷など、大変厳しい状  
況にあります。

そのような中、昨年12月26日、第2次安倍内閣が発足をいたしました。  
金融政策、財政政策、成長戦略の3本の矢によって日本の経済再生を目指す  
とした安倍内閣の施政に呼応して、今のところ円安、株高が進行し、ここ  
に来て少し賃金にも変化が出てきたようであります。今後、実体経済の再生が  
期待されているところであり、まさに日本の真価、底力が問われております。

民間企業におきましても、パナソニックやシャープといった大企業の不況

を反面教師として、新しいものへのチャレンジ、そのための人材や組織の育成に各企業とも鋭意努力していると聞き及んでおります。

世界情勢につきましては、昨年、ロシア、アメリカ、フランス、韓国で大統領選が実施され、中国では新しい指導部がスタートしました。しかし、先進国経済は失業率が高止まりし、経済は依然として低迷している現状であります。

アメリカでは、緊縮財政が実体経済を圧迫しており、なかなか雇用情勢の改善が進まず、欧州債務危機も緊縮財政が足かせとなって、解決にはなお時間がかかりそうな状況であります。

一方、中国やインドなどのアジアの新興国は、成長率に鈍化の兆しが見られ、中にはバブル崩壊の危険性を危惧する声もあります。

さらに、依然として不安定な中東諸国の情勢の中、先般のアルジェリアでのテロ事件は、日本の企業関係者に悲惨な被害をもたらし、テロに対する怒りとともに世界平和の大切さを改めて思い知らせるできごとがありました。

このように、流動化する世界情勢に対して、我が国のとるべき道として、世界の平和と発展に貢献するための長期的視野に立った戦略的かつ機動的な対応が強く求められていると、改めて確信したところであります。

また、経済においては環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆる T P P の参加問題がいよいよ現実のものとなり、その是非や交渉のあり方など、我が国にとって何が国益にかなうかを見きわめる識見と決断が求められております。

国内情勢につきましては、少子高齢化の進行や雇用情勢の停滞などに伴って社会保障費の増大が見込まれる一方、東日本大震災からの復興の加速、インフラの長寿命化、安全確保、暮らしの安心確保など、緊急の課題が山積しており、経済成長を実現するための成長分野などにおける民間投資への支援、地域の特色を生かした地域活性化への支援が求められております。

また、国の行財政改革としては、国家公務員の給与について平成 24 年度から平均 7.8% の減額支給が実施されており、これにあわせて地方公共団体においてもこれに準じた措置を講ずることが求められております。

まだまだ、国内外ともに予断を許さない厳しい社会経済情勢と言わざるを得ませんが、どのような状況下であろうとも、私たち地方行政を預かるものとしては、1 日たりとも行政を停滞させることなく住民の負託にこたえるために、少子高齢化への対応、地域経済の活性化、安心・安全な地域づくりな

ど、住民生活に直結する施策を着実に推進してまいらなければならないと考えております。

次に、平成25年度の国の予算及び財政投融资計画についてであります。

日本経済再生の実現に向けて、緊急経済対策に基づく平成24年度補正予算と一体となった15カ月予算として編成する一方で、財政健全化を見据え、前年度より引き締まった中身とする中で、復興防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化の3分野を重点課題とする方針に基づき、一般会計予算の規模は9兆2,615億円、前年度比2兆2,776億円、2.5%増で、基礎的財政収支対象経費は7兆3,700億円、前年度比1兆9,803億円、2.9%増となっております。

これらの財源を確保するため、平成24年度補正予算後の国債発行は5兆2兆円となり、平成25年度の国債発行見込み額4兆5,000億円を加えますと、平成25年度末で公債残高は、平成24年度より約4兆1兆円ふえて、約7兆5兆円程度となる見込みであります。

また、財政投融资計画の規模は1兆8,896億円、前年度比7,414億円、4.2%の増となっております。

次に、地方財政対策についてであります。

社会保障関係費の自然増や地域の活性化等の緊急課題に対応する財源を含め、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成24年度地方財政計画と同水準を確保することが基本とされており、平成25年度の地方財政計画において、一般財源の総額は5兆9,526億円、前年度比0.2%の増、地方債依存度は13.6%程度となる見込みであります。

また、平成25年度の地方交付税の総額は1兆7,624億円、前年度比3,921億円、率にして2.2%の減で、臨時財政対策債を含めた実施的な地方交付税の総額は2兆3,756億円、前年度比3,122億円、率にして1.3%の減となっております。なお、交付税特別会計借入残高を含む地方財政の平成24年度末借入金残高は2兆3,400億円程度となる見込みであります。

次に、平成25年度の町政運営に当たっての基本姿勢並びに予算編成に当たっての基本方針であります。

私の基本姿勢といたしましては、住民各位のご賛同を得てはえある町長に

就任以来、まちづくりの主人公は住民との認識のもと、各種団体をはじめ住民との対話を重ね、住民と一体となって歩んでまいりました。今後も、この基本姿勢を堅持しつつ町政を推進してまいりたいと考えております。

本町の財政は、町税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国、京都府の対応によりまして、大きな影響を受けるという構造になっています。したがって、財政構造を転換しない限り、今後も厳しい財政状況が続くものと考えております。

しかしながら、いかなる財政状況下におきましても、行政の果たすべき役割はますます重大なものとなってきており、以前から実施してまいりました道路、上下水道などの生活基盤の整備拡充や、地域福祉をはじめとする福祉の充実、住民の健康増進、防災対策の強化、差別解消に向けた人権啓発の推進など、継続的な取り組みをさらに積極的に推進していく必要があります。また、財政が厳しくなればなるほど後退が余儀なくされる教育や福祉などにつきましても、今後も後退させることなく推進してまいりたいと考えております。

今回の予算編成におきましては、こうした点を十分念頭に置くとともに、その他の各分野におきましても、行政の継続性を確保しつつ住民生活に支障が生じないように、所要の経費を計上させていただいております。

なお、平成25年度における歳入の柱の一つである町税につきましては、生産年齢人口の減少や地価の下落などにより減収が見込まれることから、平成24年度を下回るものと予想しております。

また、地方交付税につきましては、早くから取り組んできた行政改革の成果等により増額するものと見込んでおりますが、町税の減少などにより一般財源が不足することから、このような事態に備えこれまで積み立ててきた各種基金を有効に活用しながら、住民サービスが後退することのないよう努めてまいりたいと考えております。

一方、歳出におきましても、例年のとおり既定経費のさらなる合理化と財源の重点的、効率的な配分をはじめ、経常的な一般行政経費につきましても極力その抑制を図り、その節減に努めてきたところであります。

その結果、平成25年度一般会計予算の総額は36億3,900万円で、前年度と比較いたしまして400万円、率にして0.1%の増となり、特別会計予算と合計しますと総額は62億7,430万4,000円で、前年度

と比較いたしまして1億2,211万1,000円、率にして2.0%の増となっております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第1号、井手町暴力団排除条例制定の件ほか22件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号は、暴力団排除に関して基本理念を定め、住民の安心・安全を確保するための条例の制定であります。

議案第2号は、泉ヶ丘中学校の国際交流、海外派遣事業を安定的、継続的に実施するための条例の制定であります。

議案第3号は、子ども・子育て支援計画策定に伴う委員会を設置するための条例の制定であります。

議案第4号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴う条例の制定であります。

議案第5号は、障害者自立支援法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第6号は、下水道計画区域内の受益を伴うための条例の一部改正であります。

議案第7号は、国民健康保険の税額を改定するための条例の一部改正であります。

議案第8号は、地域主権改革一括法の施行に伴う条例の一部改正であります。

議案第9号は、介護給付費等の支給に関する審査会に係る事務委託の変更について、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第10号は、町道路線認定であります。

議案第11号は、指定管理者の選任について、ご同意願いたく提出するものであります。

議案第12号は、平成24年度一般会計の補正でありまして、国の緊急経済対策における地域の元気臨時交付金や補正予算債を有効に活用しながら、本町における地域経済の活性化を図るため、平成24年度の事業として前倒しで計上いたしております。補正総額は5億5,703万5,000円の増で、補正後の一般会計予算は45億2,356万1,000円であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、総務関係であります。泉ヶ丘中学校の国際交流、海外派遣事業を

安定的、継続的に実施できるよう、井手町中学生夢・未来支援国際交流基金を設置し、その基金への積立金に6,000万円計上いたしております。

また、平成24年度の国民健康保険特別会計において6,000万円から7,000万円の赤字が見込まれることから、その補てんとして法定外の繰出金に6,000万円計上いたしております。

次に、国の緊急経済対策により予算計上した事業として、農林関係であります。農作業や地域農業経営の安定化を図るため、用水施設や農道の整備に2,200万円計上いたしております。

次に、土木関係であります。通学路の交通安全対策の推進や道路維持に3億500万円、橋梁の長寿命化を図るための計画策定や修繕に3,000万円、それぞれ計上いたしますとともに、居住者の安心・安全を図るための町営住宅の耐震補強に1億500万円計上いたしております。

次に、消防関係であります。火災時や救急時に安定した通信を図るため、京田辺消防本部が実施する消防救急無線デジタル化の事業に3,569万4,000円、全国瞬時警報システムで受信した緊急情報をいち早く住民に伝達できるよう、携帯電話へ自動的に配信するシステムの整備に525万円、それぞれ計上いたしております。

次に、教育関係では、給食センターの屋根、外壁の改修のための設計管理業務に200万円計上いたしております。

その他、各種事業の確定や精算などに伴う所要額もそれぞれ計上いたしております。

以上が一般会計の補正の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金や町債等の特定財源5億173万9,000円、町税や地方交付税等の一般財源5,529万6,000円計上いたしております。

議案第13号及び議案第14号の2件は、平成24年度特別会計の補正でありまして、今後の財政見通し、事業の確定などによりまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第15号は、平成25年度一般会計予算でありまして、歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、議会関係であります。地方議会議員年金制度の廃止に伴う共済会負担金に1,370万2,000円計上いたしております。

次に、総務関係であります。各公共施設に計画的に配置しておりますA

EDの購入に100万円、基金利子等の積み立てに2,731万2,000円、公共下水道事業や国民健康保険事業、介護保険事業など他会計の繰り出しに4億4,616万8,000円、イントラネットシステム機器更新に係る費用に4,000万円、それぞれ計上いたしますとともに、交通安全灯やカーブミラー等の交通安全施設整備に179万5,000円、街灯の電気料助成や各区及び商工会において設置された街灯並びに公安灯の電気料補助に172万円、住民基本台帳ネットワークシステム機器更新に係る費用に508万3,000円、参議院議員通常選挙費に569万5,000円、それぞれ計上いたしております。

また、南山城大水害から60年を経過する節目の年に、改めて防災意識の高揚を図るための南山城水害60周年式典に190万円、町内外に本町の情報を提供できるよう、ホームページ作成業務に800万円、それぞれ計上いたしております。さらに、設置してから20年から25年経過している議会棟や庁舎の空調設備の改修に4,545万5,000円、事業化となった場合に直ちに取り組むことができるよう、JR奈良線高速化複線化第2期事業費の補助に335万円、それぞれ計上いたしております。

次に、民生関係であります。障害者福祉対策や地域福祉対策では、バリアフリー検討委員会の意見や各種団体との懇談会での要望から、保健センターのトイレを改修するバリアフリー整備に1,691万円、社会福祉協議会をはじめ関係団体への助成に1,670万円、障害者福祉施設への通所サービス費を含む障害者自立支援事業に1億5,992万3,000円、障害者施設通所交通費助成、身障児者補装具購入補助、地域生活支援費、母子療育教室などに1,749万3,000円、それぞれ計上いたしております。

高齢者対策では、デイサービス事業や介護保険以外の事業を委託しております社会福祉法人弥勒会への委託費に1,659万円、社会福祉協議会に管理していただいております玉泉苑、賀泉苑の管理委託に700万円、老人クラブ活動助成、敬老事業に885万6,000円、後期高齢者医療負担金に9,000万円、それぞれ計上いたしますとともに、昭和55年に開設した高齢者の活動拠点である老人福祉センター玉泉苑の屋根が老朽化していることから、その改修に2,990万円計上いたしております。

医療対策では、老人医療に2,239万2,000円、子育て世代等への医療費助成に2,626万円、身障、母子・父子家庭の福祉医療に3,43



2万3,000円、それぞれ計上いたしております。

児童福祉対策では、児童手当等に1億2,878万1,000円、保育園運営費に2億3,340万5,000円、子育て支援センター運営費に540万4,000円、一時預かり事業に554万2,000円、それぞれ計上いたしますとともに、子ども・子育て支援法が成立したことに伴い、平成26年度に子ども・子育て支援事業計画を策定するためのニーズ調査に180万円計上いたしております。

次に、衛生関係であります。健康増進事業に1,328万1,000円、女性の健康づくりを推進するための健康づくり事業に66万7,000円、高齢者人間ドック助成に30万9,000円、それぞれ計上いたしますとともに、乳幼児健診や育児相談などに368万7,000円、妊婦健康診査に795万5,000円、養育医療費に76万9,000円、各種予防接種に3,394万円、それぞれ計上いたしております。

また、低炭素社会の実現に向け、住宅用太陽光発電システム設置の補助に200万円計上いたしますとともに、平成25年度から森林環境の保全や地球温暖化防止、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及促進を図るため、まきストーブの設置補助に75万円計上いたしております。

さらに、ごみの収集運搬委託に3,900万円、家庭生ごみ自家処理容器等購入補助や再生資源集団回収事業補助に142万2,000円、それぞれ計上いたしております。

次に、労働関係であります。町有地の除草や水路の維持管理などの緊急雇用創出事業に2,383万6,000円計上いたしております。

次に、農林関係であります。有害鳥獣駆除に544万6,000円、井手町の豊かな緑と清流を守る協議会補助に30万円、それぞれ計上いたしております。

次に、商工関係であります。商工業の振興を図るため、商工会への振興事業補助に750万円、融資を受けられた商工業者への保証料補給に250万円、桜まつりに574万1,000円、それぞれ計上いたしますとともに、平成21年度に商工会が実施されたプレミアム商品券発行事業では、住民の地域事業所での購買意欲をはじめ、事業所も活気が戻る効果的な事業であったことから、その補助に前回と同額の1,300万円計上いたしております。

次に、土木関係であります。道路事業では、道路が狭小で車両の離合困

難な箇所を改良を図るための町道1号線道路改良に1,500万円、平成25年度に完成予定の梅溪橋のかけかえに7,500万円、道路調査などに基づき毎年実施いたしております道路維持に658万5,000円、それぞれ計上いたしますとともに、昨年に引き続き、歴史的資産を活用した歴史と自然が薫る道づくり事業に900万円、平成2年度から取り組み平成25年度で事業が完了する予定であります町道22号線の橋本橋以南の道路改良に3,600万円、それぞれ計上いたしております。

河川事業では、年次計画に基づき実施いたしております下排水路改修に1,221万円計上いたしております。

都市計画事業では、JR奈良線高速化複線化第2期事業が事業化となった場合に直ちにに取り組むことができるよう、玉水駅橋上化や自由通路などの基本設計業務に1,500万円計上いたしております。

公園事業では、子供から高齢者までが安全で楽しく集えるよう、玉川砂防公園の整備に3,487万9,000円計上いたしております。

住宅管理では、空き家となっている改良住宅等の改修に1,080万円計上いたしております。

次に、消防関係であります。京田辺市に事務委託いたしております常備消防委託に1億4,638万2,000円、消火栓ボックスや消防ホース購入に143万円、年次計画に基づき実施いたしております老朽化した南部区の消防車庫の改修に500万円、災害時の被害の軽減を図るための防災訓練に105万円、それぞれ計上いたしております。

次に、教育関係であります。教育環境の充実を図るための学校エコスクール化推進事業に150万円、小学校パソコン機器更新に2,020万円、それぞれ計上いたしますとともに、平成25年度から泉ヶ丘中学校の生徒をオーストラリアへ派遣するため、その国際交流、海外派遣事業に500万円計上いたしております。

社会教育では、子育て支援事業としての放課後児童クラブに920万5,000円、新たな放課後の児童の居場所づくりとしてのまなび教室事業に92万6,000円、住民の学習発表や交流の場として年々充実が図られています文化祭に330万1,000円、それぞれ計上いたしますとともに、美しいまちづくり推進協議会をはじめ各種団体助成に233万7,000円計上いたしております。

また、多くの住民のご利用をいただいております図書館運営費に3,504万8,000円計上いたしております。

保健体育では、住民の体位の向上と健康増進のための地域スポーツ活動に35万4,000円、体育協会をはじめ各種団体助成に305万円、それぞれ計上いたしますとともに、平成5年に開設した給食センターの屋根や外壁の改修などの施設整備に2,109万6,000円計上いたしております。

以上が、一般会計歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金や町債等の特定財源9億3,880万2,000円、町税や地方交付税等の一般財源27億19万8,000円計上いたしております。

議案第16号から議案第22号までの7件は、いずれも平成25年度の特別会計でありまして、説明は省略させていただきますが、今回の特別会計予算全体の総額は26億3,530万4,000円で、前年度と比較いたしまして1億1,811万1,000円、率にして4.7%の増となります。

報告第1号は、地方自治法第179条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき議会に報告し承認を得ようとするものであります。

以上が、本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、なにとぞ慎重ご審議の上ご可決賜りますようお願いを申し上げ、私のあいさつ並びに提案説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（村田忠文） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

井手町監査委員から1月分、2月分の例月出納検査結果報告を受理いたしましたので、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ごらんおき願います。

次に、閉会中の議会活動について報告いたします。

2月6日産業厚生常任委員会の報告書の写しをお手元に配付いたしておりますので、これもごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は7名であります。発言の順番は受付順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内と

します。順次質問を許します。

中坊 陽議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中坊 陽議員。

10番(中坊 陽) 10番、中坊 陽です。3点について一般質問を行います。

まず1番目として、国民健康保険の運営状況についてお伺いします。国民健康保険は憲法に定める社会保険制度の一環として実施されているもので、住民に身近な行政主体である市町村が運営しており、国民皆保険の中核となる医療保険です。すなわち、職域を対象とする健康保険や各種共済組合保険加入者以外の人を対象とする、医療保険制度の基盤的な役割を果たす制度です。

そこで、本町の国民健康保険の運営状況についてお伺いいたします。

1、保険財政は毎年赤字が続き危機的な状況であり、平成23年度に6,150万円の借り入れを行いました。24年度の決算見込み額と借入金を含めた赤字額の見込みについてお伺いします。

2番目として、医療費の伸びについて、平成23年度に対して24年度の伸び金額と伸び率について、またそれは自然に伸びたものか、本町特有の特徴があるものか、高額医療費の疾病状況についてお伺いします。

3番目として、今後、団塊世代の高年齢化率の急速な上昇が見込まれます。今後の医療費や被保険者の年齢構成はどのように推移するのか、お伺いいたします。

本町の国民健康保険税は、近隣市町と比較して、税率及び世帯当たりの税負担は低く、資産割の率は高いのではと思いますが、税率改定についての考えをお伺いします。

5番目として、国民皆健康保険制度の維持には健康が何よりです。町全体の健康づくりと疾病予防事業の取り組みについてお伺いします。

6番目として、今後税の引き上げを求めるときには、一般会計からの支援を考えておられるのか、お伺いします。

大きく2番目として、通学路等の安全対策についてお伺いします。

亀岡市で起こった悲惨な通学路での人身事故以後、交通対策特別委員会での町内の通学路の点検箇所の報告を受けました。危険とされる箇所は随時対

策を行うとのことでしたが、対策進捗状況についてお伺いします。

さらに、井手小学校前府道に歩行者用信号機の新設を要望していましたが、設置状況についてお伺いします。

大きく3番目として、天井川の改修についてお伺いします。

昨年8月の府南部豪雨で、宇治市を中心に広範な浸水被害をもたらしました。改めて、天井川の補強対策が求められています。そこで、町内の渋川、玉川、南谷川や、隣接する青谷川の改修予定についてお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

議長（村田忠文） 答弁願ひします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 加賀山課長。

理事（加賀山睦） 中坊議員のご質問にお答えします。

1点目の国民健康保険の運営状況についてであります。一つ目の平成24年度の決算見込み額は2月末現在で約6,000万円から7,000万円の赤字額となり、23年度の6,150万円の借入金を含めると1億2,000万円から1億3,000万円の赤字額となります。

二つ目の、23年度と比較した24年度の医療費の伸びにつきましては、現在のところ約3,500万円、率にして4.98%の増加となる見込みであります。医療費の増加要因につきましては、医療技術の進歩による先進医療機器が導入されたことや、高価な新薬の調剤等が大きく影響しているものと判断しております。また、昨年度と疾病分類を比較すると、心臓疾患が18位から1位になり、320万円から1,900万円、約1,600万円弱増加しており、さらに脳内損傷が550万円から1,500万円以上と増加し、歯科治療においても約250万円増加したことなどが、本年度の医療費全体の増加要因と考えられます。

本町の特徴につきましては、腎臓機能障害による人工透析及び糖尿病、高血圧性疾患が比較的多く、近年では精神疾患である統合失調症が伸びている状況であります。

高額医療費の疾病状況の主なものは、難病で筋肉疾患と言われている先天性ミオパチー、くも膜下出血、胸腹部大動脈瘤、人工透析、がん、心臓疾患となっております。

三つ目の高齢化率が急速に上昇する中で、医療費の今後の推移につきまし

ては、23年度、24年度の医療費の増加傾向から推測すると、今後約3,500万円前後の医療費の増加は避けられないと判断しているところであります。また、年齢構成につきましては、現在65歳以上の高齢者は740人で、率にして30.4%から、団塊の世代最後の昭和26年生まれの方が65歳になる4年後のピーク時には、現在の740人から200人前後増加し、高齢者の加入者が940人前後になる見込みとなり、率にして38.6%になると予測しております。

四つ目の近隣市町との比較による本町の保険税は、議員ご指摘のように、現行の賦課比率においては世帯割及び人数割を低く抑え、資産割の率が高い現状であります。資産割を下げれば所得割や均等割、平等割を相当高くしなければ保険税収入を確保できない状況から、低所得者層の多い本町においては、従来から資産のある方には応分の負担を求める保険税賦課としているところであります。

税額の改定につきましては、年々赤字決算となっております国保特別会計の現状に対応するため、税額の改定を行うものであり、改定に当たっては国保運営協議会に諮問し、答申を受けた内容を十分尊重し、税額の改定議案を本3月定例議会に提案しているところであります。

国保会計は、増加する医療給付費等を賄うために、平成19年度から23年度までの過去5年間で4,500万円の一般会計からの繰り入れをはじめ、翌年度の財源を充当する繰上充用は約7,600万円、さらに23年度には6,150万円の基金借り入れを行うなど、国保財政は極めて厳しい状況に陥っています。

今日まで、国保会計は赤字になるごとに一般会計から多額の予算を繰り入れてきましたが、ご承知のように一般会計は井手町住民全体の予算であり、国保加入者以外の他の社会保険加入者等からは、国保会計に一般会計からの多額の繰り入れに対し不公平であるとの声もあります。本来であれば、特別会計として年々高騰する医療給付費を賄うために国保独自で財源の確保をしなければならぬ状況であります。他の保険者の理解も得ながら一般会計からの繰り入れを行い、厳しい経済状況であります。平成25年度から国保税額を引き上げる改定を行うものであります。

平成24年度の本年度においても、2月末現在で約6,000万円から7,000万円の赤字となる見込みから、次年度に影響をきたさないように、一

一般会計から国保特別会計に6,000万円という多額の繰り入れをする補正予算を本3月定例議会に提案しており、まさに国保財政を今改善しなければならない状況であります。改定額につきましては、過去5年間の年間平均赤字額2,390万円に、23年度に借り入れをした基金償還額年額1,230万円をあわせた3,620万円の赤字額を確保する必要があり、この3,620万円の赤字額を世帯人数割で試算すると、1人世帯では年額2万2,000円、率にして31.1%の増額となる税額の改定を国保運営協議会に諮問したところであります。

国保運営協議会においては、慎重に諮問内容をご審議いただき、諮問どおりの答申を受けましたが、税額の改定はやむを得ないが、現下の厳しい経済状況の中で被保険者の負担も厳しさが増すとして、平成23年度に借り入れた6,150万円は町で財政措置を講じていただきたいとの附帯意見がつけられ、この附帯意見を重く受けとめ慎重に検討した結果、基金借入額の6,150万円は全額一般会計で負担することとし、償還額の年額1,230万円を税額の算定額から除き、答申の改定額から1人世帯で年額7,000円減額し、率にして約10%低くしております。

なお、詳細につきましては条例改正の説明において申し上げたいと考えております。

五つ目の健康づくりと疾病予防事業の取り組みにつきましては、国保財政の健全化を図る観点から、大変重要な事業として今日まで被保険者に対し、重症化を防ぐための特定健康診査、特定保健指導の予防対策事業を実施してきたところでありまして、今後も計画的に実施してまいりたいと考えております。

なお、特定健康診査につきましては、本年度までの1,000円の自己負担を平成25年度からは無料にし、できる限り多くの方々に受診していただけるよう努めてまいりたいと考えております。また、町全体の健康づくり事業等につきましては、国保担当課以外の所管とも連携を図りながら、今後検討してまいりたいと考えております。

六つ目の、税額の改定における一般会計からの支援につきましては、国保運営協議会の答申を踏まえ、基金借入額の6,150万円とあわせ、平成24年度の赤字見込み額のうち6,000万円の合計1億2,150万円を全額町が負担し、できる限り被保険者の負担軽減を図った税額の改定としてお

ります。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 小川課長。

学校教育課長(小川淳一) 2点目の通学路等の安全対策状況についてであります。まず、交通対策特別委員会におきまして報告をいたしました点検箇所対策状況につきましては、井手小学校区の通学路14カ所中6カ所が対策済みでありまして、その内訳は、交差点マークの設置が3カ所、通学路のカラー表示が2カ所、玉川保育園駐車場整備による対応が1カ所となっております。残り8カ所につきましては、横断歩道設置の予定が3カ所、ミラー設置に伴う民地との調整中のものが2カ所、止まれの表示について協議中が1カ所であり、その他2カ所につきましては横断歩道の設置要件を満たしていない、通行規制ができていないという箇所でありまして、児童への安全指導の徹底や子供見守り隊への協力要請を図ることとなっております。

次に、多賀小学校区の通学路17カ所中14カ所が対策済みでありまして、その内訳は、グレーチングの交換が2カ所、カーブミラーの調整が2カ所、樹木の剪定、交差点マークの設置が各1カ所となっており、その他8カ所は児童への指導や見守り隊への協力要請により、一層の通学時における安全確保を図ることとしております。残り3カ所につきましては、整備予定が道路改良、路側線設置の2カ所とミラー設置が民地との調整中となっております。

次に、井手小学校前府道の歩行者用信号機につきましては、年度内に使用が可能となるよう願っておりましたところ、この3月7日より使用開始となったところであります。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村課長。

理事(中村秀一) 3点目の天井川の改修についてであります。まず、ご質問の4河川につきましては、すべて京都府管理河川であります。京都府に確認したところ、4河川とも昭和28年の災害後に順次改修され、現在はすべて改修済みとのことであります。

なお、昨年8月の災害を受けて、京都府は府内すべての天井川の緊急点検を実施し、この4河川についても既に樹木の伐採や土砂のしゅんせつなどの対策を講じたと同っております。



今後は、詳細な点検、調査を実施し、必要があれば堤防や河床の補強を行うと伺っております。

以上です。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中坊 陽議員。

10番（中坊 陽） 2点ほど要望しておきます。

1点目の保険の運営状況についてでありますけれども、答弁でもありましたけれども、疾病予防事業、より充実していただいて、少しでも国保会計が負担が少なくなるようによろしくお願ひしたいと思います。

それと、2点目の通学路の件なんですけれども、京都府なりまた田辺警察の協力を得て道路改修でき、また信号機も早く要望どおり設置されたということで大変喜んでおりますけれども、カラー舗装された部分、せっかくしていただいているのに、看板とかがまだ設置されたままというか、道路標識みたいな看板もあるんですけれども、そういうなのをもう一度点検していただいて、歩行者に障害が少しでもなくなるように、改めて点検をお願いしたいと思います。

以上、要望として終わっておきます。

議長（村田忠文） 次に、森田泰雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 森田泰雄議員。

6番（森田泰雄） 6番、森田であります。

質問は一つであります、1番目に都市計画の見直しとJR山城多賀駅前の再開発についてであります。

住民の皆さんが期待しているのは、井手町の活性化と地域の発展です。現在町長のご努力により鋭意進められている国道307号のとりかえ工事にもなう白坂地区の企業別誘致を含めた事業計画をはじめとし、JR奈良線全線複線化の実現に向けて、井手町のさらなるまちづくりの活性化が必要です。

これらのことを踏まえて、都市計画の見直しと、JR山城多賀駅前の再開発について再質問いたしますので、誠意あるご回答をお願いいたします。

1番目に、まず第1項目であります、JR山城多賀駅前の都市計画の見

直しと、駅前再開発の今後の見直しについてお尋ねいたします。

J R 山城多賀駅前には農地であり、一般的に駅らしくない状況です。J R 棚倉駅では駅前再開発が進められている状況であります。やはり、どこの町でも人と人の交流の場である駅を中心に市街地が形成されるのが現状であります。せっかく整備された駅前を、いかに有効利用するか進めることが大切でないでしょうか。

そのためには、都市開発の見直しと駅前再開発事業計画の展開が必要であります。井手町として、これらの具体的な計画をお示してください。

2 番目に、第 2 点目ではありますが、国道 3 0 7 号線の代替工事に伴う白坂地区の事業開発と、多賀地区の既設道路の整備計画についてお尋ねいたします。

多賀地区は、住宅地が少なくほとんどが山林や農地が多く、既設道路が狭く、道路整備が余儀なくされているのが現状であります。最近では、徐々に道路整備もされていますが、いまだに都市計画が少ないため、開発がおくれているのが現状であります。この際、この白坂地区の事業開発を機に、現行の都市計画の見直しが必要だと思います。

このような状況で構え、多賀地区の既設道路の整備計画について、今後の見直しとご教示をしてください。

以上であります。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村課長。

理事（中村秀一） 森田議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の J R 山城多賀駅前の都市計画の見直しと駅前再開発の今後の見直しについてであります。まず、多賀バイパス開通時に J R 山城多賀駅前の再開発について、阪ノ下、北ノ代地区の土地所有者などに意向の聞き取り調査を行ったところ、土地利用に慎重な意見の方が多くおられましたので断念してきたところであります。しかし、多賀バイパス開通後、約 5 年が経過したことから、再度土地利用について土地所有者などの意向調査を行いたいと考えております。

2 点目の国道 3 0 7 号線の代替工事に伴う白坂地区への事業開発と多賀地区の既設道路との整備計画についてであります。開発区域内の国道 3 0 7

号工事につきましては、開発の進捗に合わせて実施すると伺っております。  
また、多賀地区の既設道路との整備計画につきましては、開発区域内の道路を介して、東側に多賀フルーツラインに通じる町道12号線に接続する道路と、多賀甚五郎谷地区に通じる町道12の11号線に接続する道路を計画しております。

以上です。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

この際、暫時休憩します。11時10分まで。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

議長（村田忠文） おそろいですので、再開いたします。

岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田久雄議員。

4番（岡田久雄） 4番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の3点につきまして、一般質問をいたします。

まず最初に、JR奈良線複線化の進捗状況について質問いたします。

昨年1月30日に開催しました交通対策特別委員会で、行政より1月24日にJR西日本と京都府及び沿線市町の3者が、JR奈良線で新たに複線化する区間について、事業実施に向けた合同調査に合意したとの報告を受けました。また、調査区間につきましては、JR藤森駅から宇治駅、新田駅から城陽駅、山城多賀駅から玉水駅の3区間及び京都駅、棚倉駅の2駅の構内調査であること、調査主体はJR西日本が行うこと、調査内容については鉄道施設等の測量、複線化等配線検討、複線化等事業費の精査、駅改良計画の策定、踏切改良、立体交差化基本計画の策定を予定していること、調査期間については平成24年度との説明もありました。

平成24年度も終わりを迎えます。一定の調査も終わったと思いますので、住民の皆様もどのようになるのか期待されています。

そこで、次のことについて質問いたします。

1、調査結果など進捗状況について。

2、本町の多賀駅、玉水駅の複線化に向けての調査結果、また両駅構内のバリアフリー化はどのようになるのか。

3、調査結果を踏まえ、今後どのように事業が進んでいくのか、その計画についてお伺いいたします。

次に、子ども・子育て関連3法の成立を受けて。

社会保障と税の一体改革の重要な柱の一つとして、先の通常国会で子ども・子育て関連3法が成立しました。この法律は、保育所・幼稚園・認定こども園の拡充など、子育て環境の充実を図ることを目的としています。具体的な制度運営に当たっては、自治体、特に市区町村が重要な役割を担うことになっており、各自治体が本制度運用（平成27年施行）の前の準備段階で、地方版子ども・子育て会議の設置など、取り組まなければならないことがあります。

そこで、次のことについて質問します。

1、子ども・子育て関連3法の概要について。

2、今回の制度成立を受けて、新たな支援を実施するに当たり、すべての自治体は子ども・子育て支援事業計画をつくる必要があります。そのためには、地域の子供や子育てに関するニーズをきちんと把握することが何より大切になってきます。支援事業計画の策定に当たっての考えをお伺いいたします。

3、的を外した計画であっては、予算を効果的に活用することはできません。計画立案には保育所や利用者など、現場の意見を反映させる必要があります。そのための仕組みとして、関連法では地方版子ども・子育て会議の設置を定めています。本町において設置の考え及びスケジュールについてお伺いします。

次に、学校施設における非構造部材の耐震化対策について質問します。

東日本大震災では、震度5前後の揺れにとどまった地域の学校でも照明カバーや内壁が崩落し、児童・生徒がけがをする事故が起きています。耐震化が進む本体に比べ、対策がおくれている天井や壁、窓ガラス、設備機器の落下などによる危険性が極めて浮き彫りになっています。こうした状況を受け、文部科学省より昨年4月26日付で各都道府県教育委員会あてに学校施設の非構造部材の耐震化対策についての通知が出されております。この通知によりますと、平成24年度中には、非構造部材の点検の未実施が内容に取り組みこととされておりますが、この件に関しまして、井手町には京都府等から点検実施の指示は出ているのでしょうか。既に点検実施されているのであれ

ば、その点検内容や時期、改善についてお伺いします。点検がまだであれば、点検実施予定や計画についてお伺いいたします。

以上であります。よろしくお願ひします。

議長（村田忠文） 答弁願ひします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは1点目の、JR奈良線複線化の進捗状況についてお答えをいたします。

まず、一つ目と二つ目の調査結果などの進捗状況につきましては、JR西日本により共同調査を進めていただいております。3月下旬には終了することとなっております。

また、両駅構内のバリアフリー化につきましては、玉水駅ではJR奈良線高速化複線化第2期事業の合意を見据えながら、どのようなバリアフリー化ができるかどうかを検討しているところであります。山城多賀駅では、従前から申し上げておりますように、乗降客数や無人駅などの関係から非常に難しい状況にありますが、この機会を逃せばバリアフリー化は無理だと思われまますので、京都府やJR西日本などの関係機関と協議しながら、実現に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、三つ目の今後の計画についてであります。3月下旬までには共同調査が終了し、事業概要や事業費が示されることとなりますので、その内容を踏まえ、JR西日本、京都府及び関係市町で協議をし、事業合意ができれば協定を締結することとなります。その後、おおむね3年程度の期間で環境影響評価をはじめとする工事着手に必要な法令上の手続を完了し、現地の工事や用地取得に移行することとなります。なお、事業着手から10年間程度の計画として想定されておりますが、早期に開業されるよう、京都府や関係市町とともに取り組んでまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 嶋田課長。

住民福祉課長（嶋田昌弘） 2点目の子ども・子育て関連3法についてありますが、政府におきましては社会保障と税の一体改革の中で、平成24年8月10日に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、現在、子ども・子育て新制度の施行に向けた準備が行われているところであります。議員ご質

問の子ども・子育て関連3法の概要につきましては、一つ目には質の高い幼児期の学校教育や保育の総合的な提供に向けた、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の改善を目指すこととされております。

二つ目には、保育の量的拡大、確保に向けた待機児童の解消のための施設整備などを促進することとされております。

三つ目には、地域の子ども・子育て支援の充実にに向けた、地域における子育て支援を行うための地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブ事業、妊婦健診などの事業の拡充を図ることとされております。

なお、この制度は市町村が主体となり、必要な財源は社会保障と税の一体改革の中で消費税によって確保し、この新制度に充てられることとなっております。

次に、子ども・子育て支援事業計画の策定の考え方につきましては、国が定める基本指針に基づき、地域の保育需要などを踏まえて、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされております。

本町におきましては、子ども・子育て支援事業計画の策定に係る予算を2年間の債務負担行為をとる中で、平成25年度では子ども・子育て支援に関する住民のニーズを十分に把握するための調査費などを提案しております。なお、平成26年度においては、計画書を策定する予定であります。

3番目の、本町においての地方版子ども・子育て会議の設置につきましては、本定例会において子ども未来づくり会議条例を提案させていただいております。

次に、会議のスケジュールにつきましては、平成25年度は2回程度を予定しております。また、平成26年度では3回程度の開催を予定しているところであります。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 小川課長。

学校教育課長(小川淳一) 3点目の、学校施設における非構造部材の耐震化対策についてであります。まず、本町におきましては、安心・安全なまちづくりの推進の一環といたしまして、耐震補強工事の推進を図り、平成19年度の泉ヶ丘中学校体育館改築をもって、文部科学省が示す学校施設の基準構造耐震指標0.7以上となっております。耐震性のある建物となっております。

ご質問の、非構造部材の点検実施の指示につきましては、平成23年度より文部科学省の依頼により、京都府においては非構造部材の耐震点検、耐震対策状況調査が実施され、点検状況の報告が求められております。

本町におきましては、この調査に基づき、点検を実施しております。

次に、点検内容や時期、改善についてであります。点検内容につきましては調査要領に基づき照明器具、窓ガラス、設備機器などの点検を実施しております。また、点検時期につきましては、非構造部材の耐震点検、耐震対策状況調査に合わせて4月に行い、掃除用具庫や収納棚、げた箱の転倒防止、テレビや展示物の落下防止の改善が必要と確認し、改善を進めているところであります。また、照明器具の落下防止、外壁の剥離落下については、建築の専門家による確認により、対応可能なものから順次改善を行っております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田久雄議員。

4番（岡田久雄） 1点、要望として質問させていただきます。

ただいまは3点の質問に対しまして丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございました。

政府の平成24年度の補正予算、13.1兆円の補正予算が2月26日に成立いたしました。その補正予算の中に公立学校施設の耐震化、老朽化対策等の推進に1,884億円の予算が計上されていると聞いております。

皆様ご存じのとおり、学校施設は子供たちの学習、生活の場であるとともに、非常時、災害時には地域住民の応急避難所ともなることから、その安全性の確保は極めて重要であると思います。この予算を有効的に活用していただき、ぜひ早い段階での非構造部材の耐震化対策及び防災機能の強化や老朽化対策等に取り組んでいただきたいことを要望させていただきまして、質問を終わります。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 汐見町長。

町長（汐見明男） 要望ですけれども、今の補正、私も全国の期成会の会長をして要望に行ったりしているんですけれども、その額のほとんどは、本町の場合はもう既に終わってます耐震補強、ここに充てるというような内容でありまして、本町の場合はこの補正で該当するものはないんですということだけ

を申し上げておきたいと思います。

議長（村田忠文） 次に、西島寛道議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島寛道議員。

2番（西島寛道） 2番、西島寛道です。事前に通告しておりました2点についてお伺いいたします。

まず1点目であります。学校給食とアレルギーについてお伺いいたします。

平成17年度から平成20年度の学校管理下における食に関する災害事例のうち、学校給食での食物アレルギーの事例数は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの報告では804件発生しています。そのうち、死亡事故につながる重篤なアナフィラキシー事例も多数発生しています。昨年12月には、東京都の調布市立富士見台小学校で、乳製品にアレルギーのある5年生の児童が給食に出された粉チーズ入りチヂミを誤って食べ、後に体調不良を訴え、搬送先の病院で死亡するという事故が発生しました。本町にある3校においては、学校給食のアレルギーに対し十分な対策がなされているとは思われますが、食物アレルギーのある児童・生徒が教職員の目の届かないところなどで誤ってアレルギー食品を口にしてしまい、同様の事故が起こる可能性があります。アレルギーのある児童・生徒への理解と情報は、みんなで共有し、なおかつ児童・生徒にアナフィラキシーショックの怖さを教える必要があると思われま

す。このような状況を踏まえ、学校給食における食物アレルギーに関する対応策を講じることは、児童・生徒の安全を確保する観点から大変重要なことだと考えられますが、本町の教育委員会のお考えをお伺いします。

次に2点目であります。国際交流・海外派遣事業についてお伺いいたします。

本年8月、泉ヶ丘中学校でいよいよ国際交流・海外派遣事業が実施されます。この事業は、子供たちの視野を広げ大きな経験を積むことができる、大変すばらしい事業だと思われま

す。海外派遣において大切なことは、その目的を生徒たちが明確に持ち、帰国後にどのようにその経験を生かしていくかということです。

派遣先は姉妹校盟約を結んだオーストラリアのメイトランド市にある学校だと、昨年の議会でお伺いしましたが、オーストラリアに行くことが生徒た



ちの最終目的になってはいけません。また、多額の公費を使う以上は、本町にとってよい効果を上げていく必要があります。

帰国後は、泉ヶ丘中学校でオーストラリアでの経験を発表させるのは当然のことながら、井手小学校、多賀小学校にも出向き発表させ、本町の小学生に身近な先輩から目標を与えられることが必要だと考えますが、教育委員会のお考えをお伺いします。

また、生徒の選出方法は、昨年12月ごろに希望生徒を募り、ことし1月、2月にかけてレポートや面接を行い、3月には10名程度内定すると伺っていましたが、派遣生徒の選出はもう決まったのでしょうか。保護者の負担金も、パスポートなどの個人負担すべき経費以外は保護者負担は伴わないとお聞きしましたが、事業の進捗状況が進むにつれ変更などはないのでしょうか、お伺いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 田村所長。

学校給食センター所長（田村喜代一） 西島議員の1点目の、学校給食とアレルギーについてのご質問にお答えします。

学校給食における食物アレルギーに関する対応策についてであります。小学校につきましては、就学時検診の際に食物アレルギーありと記載された児童の保護者から詳細な聞き取り調査を行い、健康調査票を作成し、中学校では小学校から健康調査票並びに学校、家庭での生活等の様子を引き継ぎながら、担任、養護教諭、栄養教諭が保護者と連携をとり、食物アレルギー疾患を持つ児童・生徒の把握、提供できる食材の確認、配膳時等における注意などの取り組みを行ってきているところであります。

議員ご指摘のとおり、死亡事故につながる重篤なアナフィラキシー事例も発生しており、本町におきましても、これまで以上に学校での組織的な対応と取り組みが重要と考えております。

そのためには、まず、保護者、学校、主治医が連携して情報を共有し、共通認識を持つことにより、個々の児童・生徒の日常生活における必要な配慮事項についてより一層明確にしておくこと、そのもとに、教員の共通理解と当該児童・生徒の状況に応じて一致した対応の徹底を図ること、また、周り

の児童・生徒には、家庭科、保健体育科、学級活動等の中で学習を進め、食物アレルギーや当該児童・生徒についての理解を深めていくことが重要と考えております。

これらのことを徹底するために、個々の児童・生徒ごとの学校生活管理指導表を保護者、学校、主治医が連携をして作成することについて、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 小川課長。

学校教育課長（小川淳一） 2点目の国際交流・海外派遣事業についてであります。国際交流・海外派遣事業はその目的として、姉妹校との学校間交流や生徒の相互派遣により、国際理解教育の一層の活性化を図り、将来の本町のまちづくりを担う豊かな国際感覚を身につけた生徒を育成することとしております。

議員ご指摘のとおり、帰国後にどのようにその経験を生かしていくかが大切でありまして、派遣生徒につきましては、中学校での報告会や小学校外国語活動の授業で、海外派遣で得られた成果を報告するなどの活動を予定しております。また、保育体験実習時に、遊びを取り入れながら英語に親しませるような活動を行ったり、町文化祭で壁新聞の展示発表もできればと考えております。

こうした活動を通して、派遣した生徒自身の力量が向上するとともに、小学生が早期から外国語活動や海外派遣への関心、意欲を高めてくれることを期待しております。

さらに、次年度のオーストラリアの姉妹校生徒受け入れ時には、より多くの児童・生徒が積極的に交流していくことにつながるものと思っております。

次に、派遣生徒の選出につきましては、中学校1、2年生128名中、24名が応募いたしまして、そこから10名を選出することとなりますが、泉ヶ丘中学校校長を委員長として7名の中学校教職員と小学校校長、教育委員会事務局職員の計12名で選考委員会を組織し、応募の動機や意欲を問う2本の課題レポート、一般面接と英会話面接などによる評価に基づいて厳正に選考し、3月5日付で内定者に通知したところでございます。

次に、保護者負担につきましては、9月議会でお答えしましたとおり、パ

スポーツ取得など個人の負担すべき経費以外の必要経費につきましては、できるだけ負担が伴わないようにしていきたいと考えており、変更はございません。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島寛道議員。

2番（西島寛道） 学校給食の方で2点ほど。

3校のアレルギーのある生徒の数を教えていただきたいのと、それと近隣市町村でのアレルギーの対応状況をお伺いします。

それと、海外派遣事業の方ですけれども、選出方法、応募の動機や英語の面接以外に、もう少し詳しく詳細をお聞きいたします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 田村所長。

学校給食センター所長（田村喜代一） それでは、本町の3校の給食アレルギーの対象者数でございますけれども、井手小学校につきましては8名、多賀小学校につきましては1名、泉ヶ丘中学校につきましては1名でございます。

その次に、各市町村の食物アレルギーの対応についての質問でございますけれども、給食センター方式でやられておられる市町村の現状を報告させていただきますと、宇治田原町、和東町につきましては、除去食の対応はされておられません。それと、城陽市につきましては、卵のみの除去食で対応されておられます。その次に、木津川市でございますけれども、木津川市につきましては木津川の学校給食センター、山城学校給食センターにつきましては、除去食の対応はされておられません。ただし、加茂学校給食センターにつきましては、施設に専用室がございまして、また専任の栄養士、調理人を配置されておりますことから、除去食対応はされておると聞いておりますが、中には調理過程の中で除去できない食材もあると聞いております。なお、加茂学校給食センター以外は、対象児童・生徒の家庭に毎月詳細な給食の献立表、加工食品の原材料の配合表を配布する中で、当日の給食のメニューに食物アレルギーの対象食材が主食なり副食に使用されている場合は、本町と同様に保護者にご理解をいただく中で代替食を持参をされているところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 小川課長。

学校教育課長(小川淳一) 海外派遣の選出方法の詳細についてということですが、選考委員につきましては先ほどご答弁させていただきましたとおりでございます。評価につきましては、まず応募への意欲や体験をいかに広めていくかを問うものと、派遣に向けた日常的な努力を問うものの2種類のレポートを課しました。各選考委員が提出されましたレポートを読み、互いの文化を交流しようという意味や学びたいことが明確であること、また学力状況だけを限定的な基準にはせずに、語学力の習得を含め自分なりに努力するなど、向学心があらわれていることなどの観点で評価いたしました。

面接での評価につきましては、海外派遣への関心や意欲、学校、地域社会への体験報告の意欲の程度について問いまして、評価いたしました。

英会話での面接については、英語での表現力だけでなく、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を評価いたしました。

以上、選考の中での詳細についてでございます。

議長(村田忠文) 次に、岩田 剛議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 岩田 剛議員。

5番(岩田 剛) 5番、岩田です。既に通告しております2点につきまして質問いたします。

まず1点目であります。役場1階窓口をローカウンターにということがあります。

行政は住民に対し、できる限りのサービス向上に努めなければならないと思います。住民が役場窓口に来庁された場合、特に高齢者の場合、受付カウンターの前で長時間立ったままでの受け付け対応は、来庁者にとりまして体力的に大変負担が大きいと思います。現在、役場1階には相談室が設置されておりますけれども、来庁された高齢者をすべて相談室に入れて案内して事務処理を行うというのは、効率的にも問題がございます。物理的にも困難であります。せっかく役場へ来庁いただいた住民の皆様に、気持ちよく少しでも楽に申請等の手続きが行っていただけるように、役場1階の窓口を一部分

だけでもローカウンターにしてはどうかというふうに思いますが、町長のご見解をお伺いしたいと思います。

2点目の問題は、井手町文化財保護条例についてであります。

井手町の区域内にある文化財のうち、町にとって重要なものについてその保存及び活用を図り、もって町民の文化的向上及び地域文化の発展に資することを目的として、現在本町では平成7年3月31日に制定されました井手町文化財保護条例がございます。文化財保護法というのは、昭和24年に法隆寺の金堂壁画の焼損を契機といたしまして、日本最初の文化財保護のための統括的法律として制定されております。その後、社会の変化に伴いまして、随時改正が行われてきたところでありまして、昭和25年、昭和29年、昭和43年、昭和50年、昭和に4回の改正が行われております。平成になってからは平成8年、同じく11年、16年、3回の改正が行われました。本町の文化財保存条例は、平成7年の制定以来、今日まで一度も改正が行われず、制定時のままになっており、新しく改正が必要であると思います。特に、平成8年の改正のときには、文化財登録制度というのが創設されておりました、本町もその対応が必要であるというふうに思います。

井手町登録文化財制度は、井手町の地域にある身近な文化財を保護し、地域文化の醸成と地域住民の公共のために生かしていくことを目的としております。この制度は、地域住民が地域社会の中で、身近な文化財を自薦・他薦にかかわらず登録することによりまして、その文化財を保護していくものであります。登録をすることによりまして、道路工事、家屋の建てかえ、世代交代などのとき、所有者の家族や工事施工者の注意を促すことで、文化財の散逸や破損を防ぐことになるわけでありまして。

本件に対する町長のご見解をお伺いしたいと思います。

一つ、文化財保護条例の改定について、どのように考えておられるのか。

それから2番目に、登録文化財制度の創設についてはどのように考えておられるのか。

3番目に、文化財保護の対象となるもの、対象として新しく追加するものについてお伺いしたいと思います。文化財の対象物の例といたしまして、自然物では岩とか石とか木とか草の群生だとか、昆虫だとか鳥だとか動物、こういうものがあります。建造物、それから石造物、石碑だとか石仏などです。それから工作物。それから景観。それから、記録媒体。写真だとか録音テー

プ、ビデオテープ、フィルムだとかFDというふうなものがあると思いますが、この対象になるものについて新しく追加するお考えがあるのかどうか伺いしたいと思います。

以上2点でございます。よろしくお願いいたします。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島課長。

理事（西島栄治） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の役場1階窓口をローカウンターについてであります。以前にも岩田議員から相談室や窓口、ローカウンターの設置のご質問がありまして、そのときにもお答えさせていただきましたが、専門家の建築設計士とも相談してきたところ、現在でもコンピューターの設置などによりまして大変手狭な事務所をこれ以上狭めることは困難であると答えさせていただきましたが、以前とスペース的に変わりございませんので、設置については困難であると考えております。しかし、相談室につきましては、議員ご質問の後、早々に検討しまして、何とか1階東側のロッカー室を利用して相談室として設置してきたところであります。また、役場1階の限られたスペースの中で、申請等の手続きを容易にさせていただくため、テーブルといすを2カ所設置し、住民サービスの向上に努めているところであります。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木村課長。

社会教育課長（木村坂次） 2点目の、井手町文化財保護条例についてであります。一つ目の井手町文化財保護条例の改定について、この間の文化財保護法の改正内容は、主に平成8年の登録文化財制度の導入と平成16年の文化的景観の保護、民族技術の保護、登録文化財制度の拡充についてであります。井手町の文化財保護につきましては、現行の町文化財保護条例で対応できると考えているところであり、条例の改正は今後その必要性が生じたときに対応したいと考えております。

次に二つ目の登録文化財制度の創設についてであります。この制度は従来の指定制度では対象外になる重要度の高い文化財の保護を目的として、開発や都市化により危機にさらされている近代建築物などを対象に、平成8年

の文化財保護法の一部改正により発足したものであります。京都府と京都市の文化財保護条例においては、国に先駆けて登録制度がありましたが、改正後他の府内市町村では、国に準じた登録制度は設けていないようであります。本町では、町指定文化財について順次選定作業を進めているところであります。国の登録文化財制度に準拠した制度によるのではなく、条例に基づく指定制度で対応し、文化財の保護を進めてまいりたいと考えております。

三つ目の文化財保護の対象となるもの、対象として新しく追加するものについてであります。本町においては井手町指定文化財の指定（認定）の基準に関する要綱により、対象となるものはおおむねそこに網羅されているものと考えておまして、今後新たな対象物が生じたときには検討していきたいと思っております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岩田 剛議員。

5番（岩田 剛） 登録文化財の方ですが、指定文化財ということできなり町指定という形になるわけでありまして、現状では。町が指定をいたしますと、その維持だとか保存に関して、町の方の財政的な責任というのか、町が全部、文化財を保護するために予算を執行しなければならんというふうなことが義務づけられるわけでありまして、指定をする前の段階で、登録という形で一応これは文化財として重要だ、保存しておかなければならんということ登録としてその制度の中にくくっておいて、その中から指定文化財を選び出すという形にするのが一番いいのではないかなというふうに思うんです。いきなり指定といたしても、なかなか指定、難しいございますし、保護審議会に答申をしてくれということ言うてもなかなか選定が難しい。登録をしてあれば、その中から指定文化財を選ぶという形になろうかというふうに思います。

今一番問題になっておりますのは、文化財の所有がはっきりしない、だれの所有かわからんというふうなものは指定できないというようなことになっておまして、それが散逸したり破壊されたりということが全く防止できない状態になっておりますので、所有者もそういうものに対する認識が非常に甘くなると思っておりますので、今必要ないからこういう制度をつくらないんだということになしに、今現在ある、失ってしまったら二度と復元できませんの

で、登録制度をぜひともつくっていただきたいというふうに思います。

出てきてから対応するのでは遅いと思いますので、できるだけ早くこういう制度はきちっと創設をしていただきたいというふうに思います。よそが対応していないからうちはやらないんだということではなしに、井手町は井手町で独自でそういう制度をつくっていただきたいというふうに思います。

それから、1点目のローカウンターの件ですけれども、物理的に無理だという話なんですけど、そんなに大層な、もたれのいすをつくるわけではないので、とりあえず腰をかけてゆっくりと話が出来る状態をしておかないと、どんどん高齢化が進んでおまして、役場に年寄りがある、あるいは身体障害者が来られる場合、すぐに終わるようなことでも立ったままでお話しをする、しかも役場職員が立つ位置は、来庁された方が来られた、立っておられるところより10センチ以上高いんです。常に職員が住民を見下ろして対応するというのはどうかと思いますので、ぜひとも、もたれのいすでもいいですから、前に一部でもローカウンターをつくっていただきたいと思いません。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（村田忠文） 2件とも要望でいいんですか。

5番（岩田 剛） はい、それでいいです。

議長（村田忠文） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木村武壽議員。

12番（木村武壽） 12番、木村武壽です。通告に基づきまして、次の2点につきまして一般質問をいたします。

まず1点目につきましては、建設工事の最低制限価格見直しについてであります。2点目につきましては、登録文化財制度の活用についてでございます。

まず、1点目の建設工事の最低制限価格見直しについてでございます。

2012年12月16日、4割得票で議席8割という圧倒的勝利を挙げました自民党政権が動き出しました。その結果、国民すべてが協力はもちろんのこと、支えていかなければならないと思いますし、足を引っ張ることのないようにしなければなりません。また、デフレ脱却を目的に、アベノミクスという3本の矢（金融政策・財政政策・成長戦略）を立てて、動き



出しましたところであります。

失敗したら借金まみれになると思いますが、まず取り組むのは公共事業だと聞いておりますが、本町のその時期と規模についてお尋ねをいたします。

また、その公共事業の経営状況を見たとき、考え方を整理する必要があると思います。品質確保と赤字経営に追い込まれないようにすることが条件であると思います。行政の方なら、設計施工の立場から必然的に理解していると思いますが、現在の最低価格が適正と思われませんか。品質確保はできていると思いますか。

公共事業の率ですが、それぞれ職種によって差はありますが、ざっくり考えてみますと、直接事業費60%、共通仮設費プラス現場管理費27%、一般管理費13%、合計100%となっております。品質確保のためには87%がどうしても必要であると思います。今、本町ではざっくり81%前後になっていると思いますが、労災、雇用保険、税金、社会保険等ほどの資金で捻出するか不思議でなりません。赤字経営に追い込まれないようにするには品質を下げるしかないと思いますが、本町は土木業者の町です。そこで、最低制限価格の見直しをお尋ねいたします。

次に、登録文化財制度の活用でございます。

先ほどの岩田議員の質問と重複するところがあると思いますが、本町では古くから天平時代、井堤左大臣と呼ばれた橘諸兄公が、井堤寺、光明寺を建立し、玉川堤にはヤマブキを植え、景勝を楽しんだと伝えられております。また、本町は京都、奈良の道中にあり、隠れた文化財が多くあると言われております。例えば、小野小町さんが亡くなり墓があるとか。

文化財とは、我が国の長い歴史の中で生まれ、きょうまで守り伝えられてきた貴重な財産と認識はしておりますが、文化財指定制度に比べ規制が緩やかになった制度と、本町における活用の取り組みをお尋ねいたします。

以上です。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村課長。

理事（中村秀一） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の建設工事の最低制限価格見直しについてであります。まず、平成24年度補正予算の本町の公共事業の時期と規模につきましては、事業規

模は約4億7,300万円でありまして、時期につきましてはいわゆる13カ月予算と言われておりますとおり、繰り越しを前提としている予算であります。予算可決後できるだけ早く取り組んでまいりたいと考えております。

次に、最低制限価格の見直しにつきましては、平成24年3月議会において丸山議員のご質問でもお答えいたしておりますが、国においてはダンピング受注や不良不適格業者等の排除のため、低入札価格調査制度を採用しており、その基準価格の設定に当たっては最新の中央公契連モデル式により算出され、設定範囲は予定価格の70%から90%となっております。また、京都府においては、1億円未満の工事に最低制限価格を設定しておりまして、その設定に当たっては中央公契連モデル式をもとに、工事の難易度などの補正を加えて算出しており、設定範囲は国と同様、予定価格の70%から90%となっております。

本町では、工事で最低制限価格を設けている場合、落札決定後公表をしております。この設定は国・府設定範囲の中位以上であり、議員ご指摘の赤字経営につながることや品質低下を招くことにはならないと考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 木村課長。

社会教育課長(木村坂次) 2点目の登録文化財制度の活用についてであります。登録文化財制度は、従来の指定制度では対象外になる重要度の高い文化財の保護を目的として、開発や都市化により危機にさらされている近代建築物など、近代以降に建設、製作され50年を経過したものを対象として、文部科学大臣が登録原簿に登録する制度であります。

登録基準につきましては、平成17年の文部科学省告示により定められているところでありまして、登録までの手順は国史跡などと同じであり、登録後の現状変更について届出制となっております。また、所有者の変更、棄損、滅失の場合も届出制であり、届出に対して受理のほか指導、助言または勧告で対応することとなっております。

現在も使用されている建造物等が多く含まれていることから、修理費用の負担など所有者の自主的な保存、管理が求められておりまして、規制等は指定制度に比べ緩やかであります。支援措置が少ないもののようにあります。また、先ほど岩田議員にもお答えしましたように、京都府と京都市の文化財

保護条例においては、国に先駆けて登録制度がありましたが、改正後、他の府内市町村では国に準じた登録制度は設けていないようであります。

次に、本町の登録文化財制度の活用と取り組みであります。井手町におきましては、従来から町指定文化財について順次選定作業を進めているところであります。国の登録文化財制度に準拠した制度を用いるのではなく、条例に基づく指定制度で対応し、文化財の保護を進めてまいりたいと考えております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

この際、暫時休憩いたします。1時10分まで。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時10分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

谷田 操議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 11番、谷田です。通告に基づいて、3点について質問をいたします。

1番目は、元気臨時交付金の活用についてであります。

安倍政権は発足早々、緊急経済対策と今年度の第2次補正予算案を決定し、日銀には2%の物価上昇目標を押しつけ、新年度予算案も編成をいたしました。異常な金融緩和、公共事業追加などの財政出動、大企業を応援する成長戦略が3本の矢の中身であります。デフレ不況と言われる日本経済の停滞は、国民の所得が落ち込み消費が減って、企業の売り上げも伸びなくなっているのが原因であります。大企業の賃下げと非正規雇用の拡大をやめさせ、国民の所得と雇用をふやさなければ打開できないのは明らかであって、大型公共事業で幾らコンクリートを流し込んでも、国民生活向上につながらなかったことは、これまで既に何度も検証をされてきたことです。逆に2%の物価上昇目標と言いますが、物価が上がるだけで、賃金や年金がさらに目減りするのではないかということへの国民の懸念は深刻であります。働くものの賃上げ対策こそ急務であります。

今回、2012年度の補正予算で1兆4,000億もの地域の元気臨時交付金が創設をされました。予算化された以上、貴重な国民の税金から地方に

割り当てられる交付金は有効に活用し、一過性の効果しかない事業あるいは結局は大企業の利益にしかならないという事業でなく、真に地域の景気や雇用の回復につながり、住民生活の向上に直結するよう配慮が必要であります。

新年度以降に予定している建設事業を、この交付金の仕組みの中で前倒しをしたり、交付金を財源に充てることによって町が支出を予定していた一般財源分を他の事業、福祉サービス充実など、ハード面以外の財源として活用することも十分可能であります。この際に徹底して調査、研究をし、生活道路の補修や拡幅、水道管の更新、公共施設の老朽化調査と補強など、思い切った進めることと、駅と役場のバリアフリー化、雇用につながる再生可能エネルギー活用の発電設備なども、提案したいと思います。

この交付金は、自治体として実施計画を持たなければ公布をされないということになっております。本町では総額幾らで、どのような計画を持っているのか伺います。

2点目に、国民健康保険についてであります。

国民健康保険の運営協議会は、昨年町長が諮問を示して、そのとおりの1人当たり31.1%に上る国保税値上げを認める答申を出したと報道がありました。均等割と平等割の値上げは、国保加入1,300世帯2,400人のほとんどすべてを直撃いたします。収入の多い人も少ない人も、軽減世帯以外は同じ値上げ額となり、低所得層に負担が重いこととなります。報道どおりであれば、断じて許されない大幅な値上げであります。

答申の中身はどのような中身であったのか、昨年12月に町長が諮問を出した経緯や、国保運営協議会での審議の中身、出された意見などの報告を求めます。

国保運営協議会の傍聴を求めましたが、認められなかったのはなぜなのでしょう。町的意思決定の段階から、住民に対して十分な情報公開を行うべきことは自明のことです。報道では、値上げ額については慎重に町長は検討するというふうにありましたが、どのような検討を行われたのか。町が提案するこの条例改定案の中身はどのようなものかというふうにご考慮されるのか、お尋ねをいたします。

3点目に、白坂開発についてであります。

白坂開発で山間部の土が削りとられて里山の形状が変えられてしまうことで、災害、特に大雨による下流の住宅地や農地への浸水、土砂災害につなが

らないか、非常に大きな不安が寄せられています。工業団地開発については、既存の工業用地を中心に行うのが当然であります。どうしても山間部に新たな土地を切り開いて工業用地にするというのであれば、万全の排水計画、土砂災害対策などをとるのは必須の条件であります。白坂開発の場合、城陽市側の青谷川と井手町側の乗越川の排水の能力が問われることとなります。

京都府は、昨年夏の豪雨による宇治市内弥陀次郎川などの決壊原因などを探るために、天井側に関する技術検討委員会を行って、府内の天井川の安全対策についても検討していますが、乗越川のような町が管理する準用河川は対象とされていません。本町は乗越川を天井川というふうに認識をしているのですか。天井川の部分の延長と、堤内地盤から河床までの高さ、すなわち住宅が建っている地盤からどのくらい上を川の水が流れているのか。特に、疎通能力の低い場所での川幅、毎秒何トンの水を流すことができるのかという流下能力等、乗越川の概要について伺います。

昨年、開発業者による住民説明会が行われまして、そのときに大雨で木津川の水位が上がって、下浜樋門が閉じられた場合、上流から流れてくる水はどうなるのかという質問が出ました。これまで、町内にある木津川に通ずる樋門が閉じられたという例はありますか。それはどういう場合でしたか。その場合、内水の排除はどのようにして行うのですか。合藪ポンプ場以外にも排水機が備えられている、そういう場所があるのかお伺いをいたします。

乗越川の暗渠化が今進められていますが、河床の切り下げや補強等なしに暗渠化を進めるのは危険であります。これまで暗渠化工事に伴い、河床の整備や護岸はどのように行ってきたのですか。また、今後の見通しはどうなっていますか。上流部の開発計画が進んでいる以上、乗越川の補強、整備、改修は欠かせない課題ではないかと考えますが、町長の見解を聞きたいと思えます。

以上であります。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本課長。

企画財政課長（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の元気臨時交付金の活用についてであります。国の補正予算において追加される公共投資の地方負担が大規模になること、また、予算編成の

おくれという異例な状況の中で、地方の資金調達に配慮しながら経済対策を迅速かつ円滑に実施するという観点から、地域の元気臨時交付金が創設されました。この交付金は、建設公債の対象となる公共事業等のうち予算補助にある事業や、建設公債の対象とならない予算補助のある事業であって、その地方負担が建設地方債発行対象経費である事業に充当できることから、道路維持や橋梁の長寿命化をはじめ、公共施設の改修などの費用に活用できるものとされておりま

京都府から示されている額は約1億5,000万円程度であります。

また、実施計画につきましては、4月中旬に提出する予定となっておりますので、現在のところ作成しておりません。

いずれにいたしましても、地域経済の活性化につながるよう、当該交付金の趣旨に沿いながら、有効に活用できるよう検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 加賀山課長。

理事(加賀山睦) 谷田議員のご質問にお答えします。

2点目の国民健康保険についてであります。国保運営協議会からの答申内容につきましては、保険税収入が毎年1億8,000万円程度で推移している一方で、医療給付費は年々増加している状況であり、国保財政は医療給付費を賄うために、国や府の支出金をはじめ一般会計からの繰り入れ、翌年度の繰上充用に大きく依存していると指摘され、根幹財源の見直しが必要であるとの結論でありました。

見直しに当たっては、保険税の収納率の向上及び医療費の適正化対策を充実させ、国民健康保険独自の財源を確保し、国保事業の健全な運営を図ることが重要であるとの答申内容でありました。

なお、答申における附帯意見もありましたが、中坊議員に答弁したとおりであり、諮問の経緯につきましても、中坊議員の質問に対する答弁のとおりであります。

また、国保運営協議会での審議で出された主な意見を申し上げますと、過去5年間の赤字額を基準に改定額を算出されているが、医療費は毎年増加している。過去の赤字額よりも今後の医療費の増加を見込んで、必要な改定税額を考えないといけないのではないか。資産割は近隣市町と比較すると突出

して高い。資産割を下げ、所得割を上げた方が、バランスがとれるのではないかと。国保会計に一般会計からの繰り入れは、他の保険者にすれば納得できるものではない。医療費等の歳出を見直すことが大事であり、特に医療費を抑えるためには保健事業が大切であり、特定健診や特定指導の充実が必要である。町ぐるみでの健康づくり事業を進めるべきだ等々の意見が出されました。

次に、国保運営協議会の傍聴の件につきましては、国保運営協議会委員の自由で忌憚のない意見を述べていただく必要があることから、傍聴は認めないこととしております。

最後の税額の改定額及び条例改定案につきましても、先ほど中坊議員に答弁したとおりであります。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村課長。

理事(中村秀一) 3点目の白坂開発についてであります。まず、準用河川乗越川につきましては、府道上狛城陽線から多賀バイパス周辺までの間のうち、約250メートルの区間がおおよそ50センチメートルから1メートル50センチメートル川底が周辺の地盤より高い、いわゆる天井川の区間となっております。

また、乗越川の疎通能力が低い箇所は、山城自動車教習所から下浜樋門に至る区間でありまして、川の下幅は1.7メートル、上幅は3.0メートル、1秒間当たり約3.8トンの水を流すことができます。

次に、町内にある木津川に通ずる樋門がどのような場合閉じられるのか、また閉じたことはあるのかにつきましては、木津川の水位が流入河川の水位より高くなり、水が逆流する恐れがあるときに樋門を閉じるものでありまして、1年間に数回閉じることがあります。なお、合藪樋門以外に排水機は備えられておりません。

次に、乗越川の補強、整備、改修につきましては、先ほど申し上げました山城自動車教習所から下浜樋門に至る区間が未改修となっておりますが、それ以外は改修済みであります。

なお、この未改修部分は、国の下浜樋門改築時に、土地所有者の協力が得られず改修できませんでした。今後、土地所有者の協力が得られれば改修

してまいりたいと考えております。

また、白坂開発は従前から申し上げていますように、乗越川に影響が生じないよう計画されておりますので、この開発に伴い乗越川の整備を行う計画はありません。

以上です。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田 操議員。

1 1 番（谷田 操） 1 点目の元気臨時交付金ですけれども、計画を出すのはこれからということですが、交付金そのものは建設事業に使うということでもわかりますけれども、建設事業や補修関連、それを、従来予定していた財源をかわりにその交付金を当てることによって、ソフト面にも恩恵が回るということはぜひ確認をしたいと思うわけです。直接そのお金を使って、福祉充実に使えということではないけれども、町の財布は一つですから、そういうお金が国から臨時に出るということについて、さらに町としては予定外の事業にも取り組めるというようなことはあるのではないかと、その点町長にご確認をしたいと思います。

午前中の質問等聞いていても、与野党問わず議員さんの関心は同じようなところにあると思うわけです。住民の困っておられること、必要とされていることを議員は日々見ておりますし、要望を聞いておりますから、バリアフリーの件にしても道路の交通安全、子供の通学路の整備ですとか、それから河川の改修とか、そういうものについて、一つ一つどこに焦点を当てるかというのは議員はそれぞれ違っていても、全部議員として要望、住民から負託されているようなことは本当に一緒やなと思いながら、聞いているわけです。この際に、ぜひ、本当によく調査をしていただいて、細かく要望を聞きとって計画を立ててもらおうというふうに、ぜひ活用していただきたいと思いますが、そういう計画を立てるにつけての、実施計画を持つにつけての役場内での取り組みをどうしていくのかをお尋ねをしたいと思います。

国保ですけれども、先ほど午前中の中坊議員のお答えと同じということもありましたから、そこの出てきた答えも聞かせてもらおうと、私自身非常にがっかりしたのは、答弁の中で疾病の例を医療費の額で答えられたわけです。住民の方は、一人一人だれも病気になりたくてなる方はおられないし、何と



か健康を維持したいと思っておられるわけですがけれども、この病気で幾らかかる、この病気で幾らかかると、そういうふうに役所側はとらえてるんやなというふうに思ったわけです。そういう徴収する立場、いつも言いますけども、役所の方は徴収する立場、そして医療費を支払う立場だけを着目して国保の税率の改定についても見ておられるんです。私は、払う側の身にもなってほしい。国保税を支払う側、医療費を支払う側の身にもなって調査もしてほしいと思うんです。

今この間ずっと成長がとまった10年と言われ、勤労者の所得は減り続けてます。そんな中で、国保加入者の方というのは、さらに仕事がないとか年金暮らしとか無職の方6割とか、以前、そういう中身の説明もありましたけれども、勤労者の平均以上にもっと収入が下がっている人たちやと思うんです。だから、まず加入者の所得が今どのくらいあるのかという調査をやってみてほしいんです。そうでないと、赤字やから上げますと、それだけ払えるのかという話です。

役所の側は徴収する側ですから、これだけ不足やしこれだけ出してほしい。一般会計からこれだけ繰り入れるんやから、これだけはおんた方加入者負担しなさいよと、その理屈なんですよね。だけど、本当に払う側の立場に立ってみてもらったら、収入がどれくらいでこれだけの保険料が本当に払えるのかということ、まず見てもらう。加入者の収入、世帯所得等の実態の調査というのをやってもらって、それも審議会、運営協議会、そちらにも報告してもらって、こういう状況ですと、しかしどこで折り合うかというような話で、井手町は、常々町長がおっしゃっているように、50億を超えるような基金があって、住民の皆さん、町は財政豊かなんやなど、一般に思っておられます。どこに行ってもそういうお話を町長から聞くから、今回国保値上げですよというお話を私、住民の方々にすると、「えっ」と言われるんです。「何で、町、黒字ちゃうのん。」一般の方は特別会計と一般会計の厳密な区別とかなかなかおわかりにならないで、そういうことをおっしゃるんですけども、でも、実感として、いや、何で、黒字やったらもうちょっとその方に回してもらったらいいん違うのというのは、素直に住民の方々は皆口々におっしゃるわけです。だから、そういうためにも、そういう住民の皆さんの声にこたえるためにも、やはりここまで均等割と平等割だけの値上げやというようなのは、低所得者層に直撃しますから非常に厳しい。そういう認識

はおありなのかということ、町長にもう一度お聞きをしたいと思います。

白坂問題ですけれども、一番、最近心配してるのが、通学路の安全が言われるので、暗渠にしてそこを通学路に確保するということがやられてるわけです。それは、去年8月の豪雨以前から計画されてきて、それが徐々に暗渠化が延長されているわけですけれども、やはりあれだけの豪雨が降ると、下流に影響があるというのは皆さん心配される、それは当然やと思うんです。役場の説明でも業者の説明でも、流れる雨の量は今までと変わりませんよとおっしゃるんですけど、今までは山に降ったわけですよ。係数が変わるといふのと、山は傾斜やから低い方へ流れていくのは当然なんですけれども、今度は平らにするわけでしょう。平らにして段々にするわけですけど、平らなところに降る雨というのは、そんなに計算どおりに流れません。今までこれだけの面積で6対4で乗越と青谷川とに流れてたから、今後も6対4で流れるかと言われたら、平らなところに降るのは、まず風の影響を受けますし、流木とかが引っかかったりごみがあふれたりしたら、一気に今までどおりに必ず流れるというわけにはいかないです。傾斜があれば多少流木が途中にあっても、低い方にだっと流れますから、尾根に降った雨は6、4なら6、4の割合で流れていくと思います。せやけど、平らなところに何かごみや風の影響やらあったら、そんな計算どおりにはいかないから、非常に余裕を持った計画にしてもらわなあかん。一たん暗渠にしたら、今度ほじくり返すわけにはいかないし、中が見えないから余計に、ここまで来てたら危険やなというような、そういうあれもわかりにくい。管理しにくくなるわけです。だから、せめて暗渠にするんやったら、その前に河床の切り下げをして、掘って、断面を広げて暗渠にしていくというのでないと不安なんです。今回、暗渠にするのに、断面は一切今までと同じままなんですか。断面は少しは広がったんですか。乗越川の、今、暗渠進めているところの説明をお願いしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 私の方から1点目と2点目のご質問に対するご答弁を申し上げたいと思います。

まず、元気臨時交付金に対する今後計画を立てる上で、役場内での検討はということでございますが、詳細が示されましたならば、計画を立てるに当

たって、当然役場内で検討しながら計画を立てていきたいというふうに考えております。

次に、国保会計におけるさまざまなご意見を今お聞きしておりまして、医療費を払う側の立場に立ったということで強調されておりましたが、私ども行政の一般会計からの繰り入れを言われているのかなと思いつつながら、そうなれば、先ほど審議会の委員さんの中でもございましたが、当然一般会計を使うということは、その税金は国保会計以外の社保とか共済とか、それぞれの他の保険者の税金が入っているわけでございます。そのときに、国保加入者の医療費をその方々が払うということになるわけでありまして。そういうことも考えながら、今回の改定に当たっては慎重に検討しながら、24年度については赤字額が過去5年間想定してました引き上げ額の基礎数値よりも6,000万から7,000万赤字が見込まれるということは、今回の改定の中には入ってございませんでしたので、これを町長の方で、これは一般会計で見て何とか国保会計の負担を少しでも少ないように、また、昨年借りました6,150万につきましても、これから25年度から5年間で償還が始まるわけでありまして、これについても一般会計から繰り入れをして、ともに法定外であります。繰り入れをしながら、あわせて1億2,000万以上の一般会計からの繰り入れをしながら、今回改定は必要最小限度していこうということになったわけでありまして。当然、すべて一般会計でということは、特別会計の性格上、また他の、先ほど言いました保険者とのご理解の問題もございまして、こういう検討を加えながらやってまいったところでございます。

また、均等割、平等割等、低所得者にとのご意見でございますが、軽減税率は当然適用がございまして、必ずしも低所得者にとということにはならず、低所得者の方々には軽減税率が従前と同じく適用されるということを申し添えて、答弁とさせていただきます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村課長。

理事(中村秀一) 谷田議員のご質問にお答えします。

私の方からは、乗越川についてのご質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたが、疎通能力の低い箇所が未改修、それ以外のところは改修済みであります。改修済みの断面と申しますのは、3面張り水路であります。したがって、流量が一番疎通能力の低いところも安全にク

リアできるということから、それよりもほかの断面の場所については十分対応できるということでもありますので、乗越川の改修は行っておりません。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 国保の問題ですけれども、一般会計から繰り入れをしなければやっていけないというのは、本町に限ったことではなくて、全国的に市町村の国保会計は大変なわけです。その大もとの原因はやっぱり国の補助が余りに低い。社会保険であれば会社から50%出る。国保であれば国がかつては50%負担をしていたわけです。それがどんどん減らされて、京都府も補助金を減らし続けて、ついにゼロにした。こういうところで市町村の会計を圧迫しているという構造的な問題があるわけで、一般会計から繰り入れるということを余儀なくされている。その点については、本当に加入者だけで、互助制度やと、加入者だけで負担せえというのであれば、今までから本町でも一般会計からの繰り入れなんていうのはやれなかったわけですけれども、そうもいかないということで、ずっと続いてきているわけです。ですから、もう既にこれは互助制度ではなく福祉の制度だということは、町長もよくよくおわかりなのではないかと思うわけです。

それで、今回の大幅な値上げになりますけれども、そんな中でも少しでも低く抑えてもらって、特に昨年までの収入であれば払えたけれども、ことしは急に収入が下がって、去年並みの国保税が来ると払えないというような方については、軽減をするということは同時に考えなければならない課題だということを申し添えて、質問を終わります。

議長(村田忠文) これにて一般質問を終結します。

次に、日程第5、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島総務課長。

理事(西島栄治)

(報告第1号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、報告第1号、専決処分の報告についてを採決いたします。

報告第1号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、報告第1号は承認することに決しました。

日程第6、議案第11号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘)

(議案第11号を朗読説明)

議長(村田忠文) これをもって提案理由の説明を終わります。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより、議案第11号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決します。

議案第11号は同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第11号は同意することに決定しました。

日程第7、議案第1号、井手町暴力団排除条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島総務課長。

理事(西島栄治)

(議案第1号を朗読説明)

議長(村田忠文) これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。

本件につきましては、会議規則第39条の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第8、議案第2号、井手町中学生夢・未来支援国際交流基金条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 小川学校教育課長。

学校教育課長(小川淳一)

(議案第2号を朗読説明)

議長(村田忠文) これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。

本件につきましては、会議規則第39条の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9、議案第3号、井手町子ども未来づくり会議条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長(嶋田昌弘)

(議案第3号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、会議規則第39条の規定により、産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10、議案第4号、井手町新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 奥山保健センター所長。

保健センター所長(奥山英高)

(議案第4号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。

本件につきましては、会議規則第39条の規定により、産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第11、議案第5号、井手町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島総務課長。

理事（西島栄治）

（議案第5号を朗読説明）

議長（村田忠文） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第5号、井手町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第5号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第6号、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中島税務課長。

税務課長（中島一也）

（議案第6号を朗読説明）

議長（村田忠文） これをもって提案理由の説明を終わります。



これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 新たに加えられた28番の3というのは、一般の住宅ですか、1軒だけですか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中島税務課長。

税務課長(中島一也) おっしゃるとおり、一般の住宅1軒でございます。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第6号、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第6号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。2時15分より再開します。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時14分

議長(村田忠文) 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第13、議案第7号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 加賀山保健医療課長。

理事(加賀山睦)

(議案第7号を朗読説明)

議長(村田忠文) これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 3時30分

議長(村田忠文) 休憩前に引き続き、再開いたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 反対討論、よろしくお願いします。

谷田議員。

11番(谷田 操) 私は、ただいま議題になっております議案第7号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件に反対の立場で討論をいたします。

井手町の国民健康保険加入者の生活は大変厳しいということが、町の資料でも明らかになっています。今回の値上げは、介護納付金分を含めると1人当たりの均等割が7,800円、1世帯当たりの平等割が7,200円も引き上げるもので、40歳から64歳の夫婦2人の世帯であれば2万2,800円、21.5%もの均等割、平等割の引き上げとなります。

100万円の課税所得があり、固定資産税10万円払っておられるという世帯、40代から64歳までの夫婦と若い子供2人というふうなモデル世帯を設定してみますと、実に4万4,200円も増となり、全体で年間38万円も負担しなければならないというようなことになってしまいます。特に今回の値上げは、所得のわり方少ない人も高額所得者の方も同額で課せられる均等割、平等割の値上げであり、応益割の負担だけがふえ、低所得あるいは中間所得層に負担感が強い値上げになっており、断じて許せません。

国保加入者の生活実態は、過去と比べてどうなっているかという調査も必要だと思います。国として昨年の勤労者の平均賃金は1990年以降で最低

となり、ピーク時の1997年と比べると年収で約70万円減っているというふうに調査が出ています。非正規雇用が労働者の3人に1人です。若者と女性では2人に1人まで広がっています。年収200万にも満たない労働者が1,000万人を越えている。低賃金で不安定な働き方の非正規雇用の拡大は、正規雇用の労働者の賃金や労働条件の低下、長時間労働、そして健康を損なうというようなことにも拍車をかけています。

国民健康保険は、中小零細自営業者や社会保険に加入しない中小零細企業に勤める人、派遣などの非正規社員、フリーターや失業者、退職者、所得が少ない方が加入しており、最後の受け皿的な役割を果たしています。勤労者全体の年金減少以上に収入が落ち込んでいると見るのが当然です。もともと保険料だけで急増する医療給付を賄うには無理があり、国が国庫負担の負担率を下げたために、構造的に市町村が一般会計から繰り入れしなければならないようになってきました。そのような構造的な欠陥があるとはいえ、被保険者に過剰な保険料の値上げ負担を押しつけるわけにはいきません。よって、第7号、井手町国民健康保険税条例の改定に反対をいたしますが、特に国に対して、国庫補助の負担率をもとに戻すように強く要望し、京都府にも補助を復活させるよう要望をするべきです。今後も国保世帯の市民生活がさらに厳しくなるという中で、ジェネリック薬品の普及率を上げることや、町としても担当の保健師を確保して医療費増加の原因を詳細に分析をして、医療費を増加しないような対策を立てるといような最大限努力することを求めて、反対の討論といたします。

議長（村田忠文） 次に、賛成討論を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田久雄議員。

4番（岡田久雄） 岡田久雄です。

ただいま提案されている井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件について、賛成の立場で討論いたします。

本町の国保会計は、ただいま説明がありましたように、医療給付が年々増加している状況から赤字決算が続き、一般会計からの繰り入れや翌年度の財源を繰上充用され財源不足を補うなど、国保特別会計は極めて深刻な財源不足の中で、医療給付等の国保事業が運営されている状況であります。

今回、国保会計の現状に対応し、国民皆保険最後のとりでと言われている

国保を維持、運営していくために、税額の改定が提案されました。税額の改定に当たっては、過去5年間の赤字平均額に23年度の基金償還額をあわせ、3,620万円を確保する改定額を国保運営協議会に諮問され、運営協議会の答申を慎重に検討され、附帯意見で示された基金借入額6,150万円の償還額、年額1,230万円は町で財源措置をされたいとの意見を踏まえ、当初計画されていた改定額より減額した改定額とされました。本町においても一般会計からの繰り入れについては、社会保険加入者等の保険者から批判もある中で、基金借入れの6,150万円を全額町が国保会計に繰り入れすることを示され、さらに24年度の決算見込みによる赤字の繰入額合計1億2,150万円を繰り入れされるなど、町も国保会計の健全化のためできる限り努力されており、国保加入者においてもご理解いただけるものと考えます。

以上のことから、ただいま審議されている井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件について、賛成をいたします。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで討論を終わります。

これより、議案第7号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第7号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第8号、井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島同和人権政策課長。

理事（西島楠博）

（議案第8号を朗読説明）

議長（村田忠文） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 今、説明では、これまでの扱いと何ら変わるものではないというお話しがあったんですけれども、収入の額をきちっと見なければならぬわけですね、入居の資格として。どういう形で収入の確認をされるのか。

それと、同居人がふえる場合の規定もありました。同居人が変わる場合、亡くなったりふえたり、そういう場合、どういう手続をとって届けをされているのか。管理人さんという方がおられると思うんですけれども、その管理人さんという方は、そういう住民のプライバシーを扱う立場にいるのかどうか、お尋ねをします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島同和人権政策課長。

理事(西島楠博) ただいまのご質問にお答えします。

今回の改正の分ですけれども、入居者の収入の確認につきましては、その年の7月に所得の申請をしてもらうわけですね。前年度の。24年度でありましたら、23年度の所得の申請をしていただいて、その所得に基づいて家賃の決定をしていくわけですね。その所得に基づくときに、収入の控除額とか家族の控除の関係をすべて計算して、収入として、その収入に基づいて家賃決定をしております。

同居人の変更手続については、本人の申請で、その都度申請いただいて、その都度計算をしておいて、上がった場合については調定で上げながら家賃の決定をしております。

管理人については、入居されている人数、その周辺の電柱の関係とか、そういうものがありましたら、変動分がありましたら、もしも届がなかったということもありますので、その管理人の方に変更関係がありましたら連絡を受けるといった形で、報告を受けようとしております。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) まず収入の確認でございますが、前年度所得を所得証

明等上げていただいて、収入確認のためにしているということでございます。

次に同居人の承認でございますが、本人もしくは同居人からの申請に基づきまして、承認するかないかという取り扱いをしております。

管理人につきましては、共益部分等の管理、それと徴収行為を行っていただいているところでございます。

以上であります。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 管理人は徴収行為をするということは、現金で家賃を集めるということがあるんですか。そうすると、所得とか同居人とかプライバシーは全部その管理人にはわかるわけですね。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 家賃の算定方法を管理人が知っているわけではございません。納付書を発布してその納付書に基づいて徴収していただく、共益費をプラスして、ということでございます。

同居人が何人おられるか、それについても管理人がたまたま隣近所に知っておられることはあっても、行政から、また何か行政がお願いして調べてもらうということにはございません。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第8号、井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第8号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決

されました。

日程第15、議案第12号、平成24年度井手町一般会計補正予算（第5回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘）

（議案第12号を朗読説明）

議長（村田忠文） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（主な事業の説明）

議長（村田忠文） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） ものすごい面積の舗装なんですけれども、図面を見てもよくわからないところがあるので、もう少しどの辺りなのかという説明をお願いしたいと思います。舗装とその道路改良と橋の長寿命化というのがどこなのかですけれども、ずっと順番に上から、どの辺り、どこからどこまでなのかというのをざっと説明してもらえないでしょうか。それと、橋はどこなのか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一） ただいまの谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、図面の上からということですので、3番のマークがついている上の左側であります。これは多賀の墓へ行く道でございます。

続きまして、ずっと多賀小学校の辺り、②と書いてありますが、これは府道から多賀小学校までの間でございます。

続きまして、④が岩倉橋でございます。

続きまして、②番であります。多賀の保育園へ行くまで通ずる道路でございます。

続きまして、右の方へいきまして、自然休養村サブセンターを越えまして、山の中、②と書いてありますが、町道35号線からあと万灯呂山へ抜けていく道でございます。35号線は竜王の滝の方へ行きますが、現在舗装のある道路でございます。

続きまして、その下ぐらいであります。自然休養村道でございます。サブセンターの分かれ道から多賀蛇谷からずっと自然休養村の当たる道路まででございます。

続きまして、2番で左端の方に線を引っ張っておりますが、これは町道2号線ということで、国道24号線の坂を下ったところから東側の突き当たりまででございます。

続きまして、④番、下多賀橋でございます。これは橋梁の改修です。

続きまして、その下に2番とあります。これは、府道の多賀バイパスから南部公民館の、以前半鐘のあったあの辺りまでの舗装でございます。

続きまして、順に下りていきまして、井手地区の上井手に入ります。①番、大塚地区の農地内でございます。

②番につきましては、町道38号線ということで、自然休養村の管理センターから南の方へ坂を下った四差路から右の方、平山へ抜けていく道路でございます。

続きまして、①番でございます。これは上井手の地区の農地の中でございます。同じように①番ありますが、これは府道と東井手線から南へ向いて続いている田んぼの中の水路でございます。

続きまして③番ですが、今の場所から左側へいきまして、府道上狛城陽線から中溝の方へ向かう交差点部分からの部分でございます。

続きまして、その下③番、これは西高月地区内のふたのない水路の部分であります。

続きまして、4番とありますが、これは蛙橋、橋でございます。その右側へ行きまして、②番、玉泉苑から橋本橋までの間でございます。

続きまして、それからその右側、1番ありますが、これは橋本橋から農業用水でございます。

続きましてその下側、井手浄水場からのところに②とありますが、これは



井手浄水場から南の方へ向かって町道22号線でございます。それからその井手浄水場から西へ向かって、これも②番でございますが、町道23号線でございます。

続きまして、その岡田地区の辺りをすべていきます。②番でございます。井手の墓から西へ向いていく道路であります。それから、その町道22号線から北へ向いて農地の中にあります、岡田地区の中の道路でございます。それからあと、JRを越えまして西側へいきまして、玉川にかかっている山吹橋が4番でございます。

続きまして、泉ヶ丘中学校と書いてある下に3番の印をつけてますが、これは梅ノ木原地内の側溝を改修する予定のところでございます。

⑤番、2カ所ありますが、これは住宅改修の場所でございます。

次に、3番ということですが、これが町道5号線といいまして、国道24号線から山吹会館までの道路でございます。

失礼します。あと1カ所でございます。その町道5号線の右側に3とありますが、これも3で、同じく側溝改修をする場所でございます。

以上、雑駁ですが、ご説明にかえさせていただきます。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 町営住宅の耐震補強ですけれども、現在もやっているところがありますけれども、これが北3号棟、南1号棟やったら、あと何棟あるんでしょうか。

それと、舗装ですけれども、これだけやろうと思うと、あっち曲がると工事、こっち曲がると工事というようなことになって、一気にはできないと思うんですけれども、今度当初予算でもいろいろ出てくるわけですね。だから、やっぱり繰り越す部分をまず先にやるということなのか、いやもう13カ月予算でどこから順序考えて、やる順番は当初の方が先にかからんなん場合がありますよというのか、地元の理解を得ないとあっちでもこっちでもやりだしたということになると、工事はありがたいかもしれませんが、通行は非常にストレスを感じるということがあるんですけれども、どういう順番を考えておられるんですか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島同和人権政策課長。

理事（西島楠博） ただいまのご質問にお答えします。

残については南の3号棟、北の1号棟、2棟残っております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 舗装工事についての質問でございます。まず、今回13カ月予算ということで計上しております、この舗装の箇所は、補正を受けるに当たりまして条件があります。ひび割れの率とわだち掘れといたしまして舗装が下がっている高さがあります。まずその調査をやりまして、それから順次1路線をやるのではなくて、計画的に分けながら同じところに重ならないように検討して進めていきたいというふうに考えております。

なお、補正の方をまず着手したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。よって、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより、議案第12号、平成24年度井手町一般会計補正予算（第5回）を採決します。

議案第12号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第16、請願第1号、国保税の大幅値上げ中止を求める請願を議題とします。

お諮りします。

請願第1号は、議案第7号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する

条例制定の件と同一趣旨であり、既に条例は可決されておりますので、議決を要しません。本請願は不採択されたものとみなして処理いたしたいと思いますが、これでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は3月12日午前10時から会議を開きます。

散会 午後 4時16分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長            村 田 忠 文

署名議員        中 坊            陽

署名議員        木 田 鈴 美